

【パブリック・コメントにおいて寄せられた意見等の概要及びそれに対する県の考え方】

番号	意見の概要 (意見の内容を要約して掲載)	意見への対応 (県の考え方)
1	○ 喫煙、受動喫煙のタバコに、非燃焼の加熱式タバコ等の新型タバコも含めるようお願いしたい。	○ いただいた種々の御意見については今後の参考にさせていただきます。
2	○ 管轄内公共的施設・場所の屋内全面禁煙の自主的実施が望まれるので、庁舎内(議会棟、出先を含め)、出先や関係機関等の「敷地内or屋内全面禁煙」の周知徹底・要請をお願いしたい。 また、貴管下職員の勤務中の禁煙実施もお願いしたい。	○ なお、本県では、禁煙週間等において、受動喫煙防止について飲食店をはじめとする施設の管理者に対して周知を図っているほか、県民に対して受動喫煙の健康への影響について、チラシ、テレビ、ホームページ、情報紙及びフェイスブック等あらゆる広報媒体を活用して啓発に努めています。
3	○ タバコ特に受動喫煙の危害防止について、公共性の高い施設において子ども・妊産婦を守ることを最優先に全面禁煙ルールを確立して順次広げていくことや、幼稚園や小中学校をなどの保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等をお願いしたい。 ・ 子ども・青少年の喫煙防止とともに、親や妊産婦・家族が喫煙している場合は禁煙を促す抜本的施策などをお願いしたい。 ・ 上記については、東京都子どもを受動喫煙から守る条例と同様の条例制定が望まれる。関係部局とも調整の上、提案をお願いしたい。	○ また、飲食店における受動喫煙防止対策を促進するため、平成26年3月に全面禁煙に取り組む飲食店等を「たばこの煙のないお店」として登録する制度を創設し、平成30年2月末現在で409店舗が登録されています。 受動喫煙防止対策に係る法改正の動向も注視しつつ、健康増進法や、本県の健康増進計画「健康かごしま21」に基づき、市町村や健康関連団体と連携を強化し、引き続き個人の禁煙意識の向上と受動喫煙防止対策に努めてまいりたいと考えております。
4	○ 「分煙」では煙は必ず漏れるため、公共施設や飲食店・職場等や家庭内で、全面禁煙の徹底・推奨をお願いしたい。	
5	○ 路上禁煙について、都市内全域への拡大、特に繁華街・アーケード商店街を優先に、またコンビニなどの店外灰皿の禁止も含め、徹底をお願いしたい。	
6	○ 貴所管内での、遊泳場・屋外スポーツ施設・公園&遊園内などでも、受動喫煙の危害のないよう、禁煙措置の徹底をお願いしたい。	
7	○ 禁煙サポートの推進で、より若い20歳前～30歳代・未成年者への禁煙サポートに重点を置いたやり方が求められている。禁煙治療の保険適用について、喫煙指数が200以上などの制約があったが、中医協の改定で、2016年4月からは35歳未満の若い世代も適用になっているので、この施策の重要性を進めていただきたい。	

番号	意見の概要	意見への対応（案）
8	<p>○ 喫煙者は歯周病で歯を失う人が多くいる。受動喫煙でも同様のリスクがあり、禁煙により、本人及び周りの家族など受動喫煙者でも、歯肉炎・虫歯・歯喪失・義歯修正等の減少が期待される。歯周病以外に、口内炎や舌がん、食道がんなども喫煙・受動喫煙と因果関係が多々あるため、これらも強調し、施策・啓発が重要である。</p>	<p>○ いただいた種々の御意見については今後の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、本県では、禁煙週間等において、受動喫煙防止について飲食店をはじめとする施設の管理者に対して周知を図っているほか、県民に対して受動喫煙の健康への影響について、チラシ、テレビ、ホームページ、情報紙及びフェイスブック等あらゆる広報媒体を活用して啓発に努めています。</p>
9	<p>○ 医療費適正化の観点から、喫煙及び受動喫煙が諸疾患の原因となり、重症化の要因になり、医療費高の一因になっている。</p> <p>禁煙指導にも関わらず吸い続ける場合は、療養効果の減少及び無駄になるケースもあり、医療資源の浪費となるので、治療を打ち切り、強制退院とする医師や医療施設も現にある。抜本的な対処・対策をお願いしたい。</p>	<p>また、飲食店における受動喫煙防止対策を促進するため、平成26年3月に全面禁煙に取り組む飲食店等を「たばこの煙のないお店」として登録する制度を創設し、平成30年2月末現在で409店舗が登録されています。</p> <p>受動喫煙防止対策に係る法改正の動向も注視しつつ、健康増進法や、本県の健康増進計画「健康かごしま21」に基づき、市町村や健康関連団体と連携を強化し、引き続き個人の禁煙意識の向上と受動喫煙防止対策に努めてまいりたいと考えております。</p>